

アプローチレター

令和8年4月号 NO.48

花の便りが相次ぐ今日この頃、いかがお過ごしでしょうか。
外を歩いているだけでもワクワクするような時期ですが、花粉症の方にはつらい時期でもありますね。

今年は過去10年平均の2倍以上の飛散量が予想される地域があり、
鼻や目だけでなく肌や喉の不調を訴える方が増えているそうです。

花粉症対策を調べてみると、

こまめな水分補給が花粉症対策になると分かりました！

1日1.5～2リットルの水をこまめに飲むのが最適で、粘膜の乾燥を防ぎ、アレルギー物質の排出を促す効果が期待できます。ほかにもルイボスティーで炎症の緩和やコーヒーでくしゃみを緩和する可能性もあるそうです。

新生活も始まり、体も心も疲れてしまいがちな時期ですが、お気に入りのドリンクを飲んでリラックスしてみてください。

【インデックス】

1. AIの進化で司法書士は不要に？！
2. 認知症を考える終活
3. アプローチ相談室
4. アプローチ女子会
5. アプローチ外部講師派遣のご案内
6. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】

安立 裕司
山田 涼太
曾雌 忠司
水野 あゆみ



1. コラム AIの進化で司法書士は不要に？！

「AIが何でもやってくれる時代に、司法書士ってまだ必要なの？」

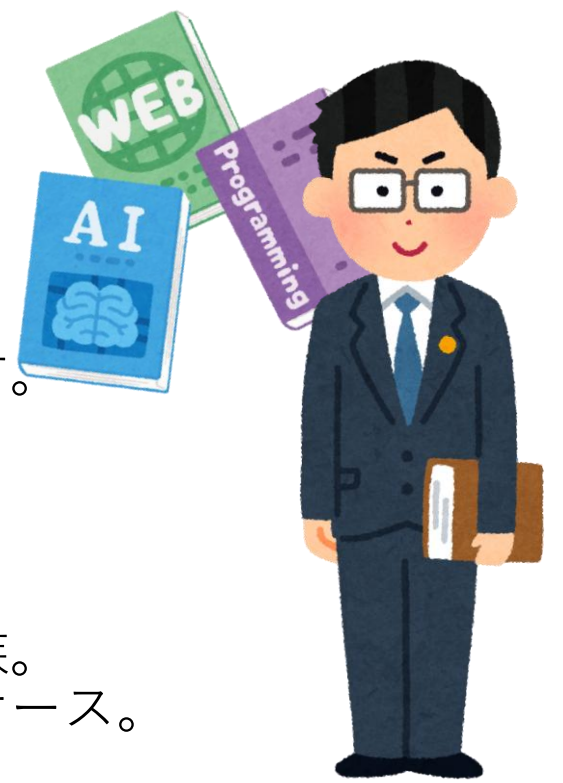
正直に言うと、私自身もそう問われることが増えてきました。
確かにAIはすごい！私も毎日使っています。
めっちゃ便利でもうこれなしでは仕事はできない程です。

でも、司法書士がいなくなるかという、そんなことはないと思っています。
私たちの仕事って、実は「書類を作ること」がメインじゃありません。
相続、不動産の売買、会社関係.....
どの手続きにも、必ずその方の「人生のストーリー」があります。

お父さんを亡くして、悲しみの中で相続の手続きをしなければならないご家族。
認知症のお母さんの財産をどう守るか、兄弟間でなかなか話がまとまらないケース。
長年悩んだ末に「脱サラして起業しようか」と相談に来られる方。

そういう場面でいちばん大切なのは、正確な情報よりも「この人は今、何に不安を感じているんだろう」と寄り添う気持ちだと思うんです。
AIにできることはたくさんありますが、目の前の方の表情を読んで、言葉の裏にある想いをくみ取ることは、やっぱり人間にしかできません。

それに、手続きには「責任を持つ人間」が必要です。AIはあくまでも道具。
最後に判断し、責任を負うのは、私たち専門家の役目です。
これからもAIをうまく使いながら、皆さんの大事な場面にしっかり寄り添っていきたいと思っています。
何かあれば、気軽に声をかけてください。



司法書士法人アプローチ
代表司法書士 安立 裕司

2. 認知症対策を考える終活

—元気な今しかできない準備—

担当：山田涼太

「終活は、まだ早いですよね」

相談の場で、よく聞く言葉です。
ですが私たち司法書士は、現場で何度もこう聞いてきました。

「元気なうちにやっておけばよかった」

認知症対策は元気なうちしかできません。
なぜなら、判断する力が落ちてしまうと、自分の意思で契約や決断をすることができなくなるからです。
そのため、早め早めの対策が必要です。
以下、認知症対策を紹介します！

1 認知症になると起こる現実

認知症になると、

預金の管理ができない

不動産の売却や活用ができない

契約行為ができない

といった問題が起こります。

「家族が代わりにやればいい」と思われがちですが、
家族であっても、法律上できないことがほとんどです。
だからこそ、認知症になる前の準備が必要になります。



2 認知症対策としての終活

(1) 任意後見契約

任意後見契約は、
将来、判断が難しくなったときに備えて、
「この人に任せる」とあらかじめ決めておく契約です。

認知症になってからでは、
この契約を結ぶことはできません。
元気な今だからこそ、
自分の意思で将来の支えを決めることができます。

(2) 見守り契約

見守り契約は、
まだ元気なうちから第三者が定期的に関わる仕組みです。

生活に問題はないか

判断力に変化はないか

困っていることはないか

こうした点を継続的に確認することで、
いきなり後見制度に入る事態を防ぐことができます。

任意後見契約と見守り契約は、
セットで考えることで、
認知症への不安を段階的に支える終活になります。

(3) 家族信託

家族信託は、
認知症になった後も、
財産を動かせるようにする仕組みです。

任意後見契約が「支える人」を決める契約だとすれば、
家族信託は「財産の動かし方」を決める準備です。

不動産の管理や売却、
生活費の支払いなどを止めないために、
認知症対策としてとても有効な手段です。



3 亡くなった後に備える終活

(1) 遺言

遺言は、
「誰に、何を、残すのか」を決めるものです。

認知症が進んでしまうと、
遺言を作ることもできなくなります。
認知症対策の終活として、
早めに考えておくことが大切です。

(2) 死後事務委任契約

人が亡くなった後には、
役所、銀行、病院、ライフライン、葬儀など、
数多くの手続きが発生します。

家族は、大切な人を失った直後から、
悲しむ間もなく動かなければなりません。

死後事務委任契約は、
こうした手続きを、
あらかじめ決めた人に任せる契約です。

これは、独り身の方だけのものではありません。
子どもがいても、

遠方に住んでいる

高齢で動けない

障がいがあって手続きが難しい

こうした事情があれば、
誰にとっても必要になる可能性があります。

4 まとめ

終活は、
亡くなるための準備ではありません。

認知症になっても、
自分らしく生きるための準備です。
そして、家族に迷いや負担を残さないための、
大切な思いやりでもあります。

元気な今しか、できない終活があります。
気がついた今が、始めどきです。



3. アプローチ相談室～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：曾雌忠司



Q 海外に住んでいるのですが、不動産を購入するにあたって、「国内の連絡先」が必要といわれたのですが、「国内の連絡先」とは何ですか？



A 令和6年4月より、不動産登記のルールが一部変更され、海外にお住まいの方が日本の不動産を所有（登記）する場合、新たに「国内における連絡先」の登録が必要になっています。この制度が出来た理由として、これまで、所有者が海外にいと、行政機関や近隣住民が連絡を取りたくても手段がなく、空き家問題の一因となっていました。そこで、「日本国内で確実に連絡が取れる人」の情報を登記簿に載せることで、円滑なコミュニケーションを図れるようにしたものです。

具体的には、海外に住所がある方が所有権の登記名義人となる際、以下の情報をあわせて登録します。

- ①国内の連絡先となる方の氏名（または名称）
- ②国内の連絡先となる方の住所

※ この情報は、登記事項証明書（登記簿謄本）に記載され、誰でも閲覧できる状態になります。

【国内の連絡先となることができる方】

基本的には「日本国内に住所がある人」であれば、親族・知人等を自由に選ぶことができます。

例）日本在住のご親族・ご友人や日本法人の代表者（ご自身が経営している会社など）
尚、連絡先に指定された方は、あくまで「連絡の窓口」としての役割を担うものであり、その不動産の管理責任や納税義務を法的に負うものではありません。

【お手続きに必要なもの】

お手続きの際は、連絡先となる方の「承諾書」が必要です。

承諾書への押印は、ご実印となり、印鑑証明書も必要となります。

※司法書士が書類をご用意いたしますので、署名・捺印をいただくだけで結構です。

令和6年4月以前に取得された不動産については、すぐに対応する必要はありませんが、住所変更や名義変更のタイミングで登録することをお勧めします。また、連絡先が見つからない等、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

4. アプローチ女子会

担当：水野あゆみ

みなさん、こんにちは！

春の風に背中を押されて、わが家の息子もついに、この春から小学生になります。年長さんの頃から、お姉ちゃんのランドセルをこっそり背負っては、「これくらいの重さなら余裕！」と力自慢を試してみたり、小学生になったら、「運動会のかけっこを頑張るんだ！」と毎日張り切っています。

入学式はまだ先ですが、小学生モードになりつつある息子は、朝の支度に30分かかっていたのですが、最近は28分になりました。このペースなら、卒業までに10分切れるかもしれません(笑) 親としても、息子のそんな小さな成長を感じながら、新たな気持ちでこの春を迎えています。

新年度は、子どもも大人も新しいスタートの季節です。子どもたちが希望を胸に一步を踏み出すように、私たち大人もそれぞれの目標に向かって前進していけたらいいですね！

私も初心を思い出しながら仕事に家事に育児に向き合っていきたいと思います。ただ、息子の「永遠に続く”なんで？”攻撃」には、できるだけ巻き込まれないように頑張ります(笑)

春の軽やかな風を味方に、皆さまも新たなスタートを踏み出してみませんか。



5. アプローチからのお知らせ

1月23日、アプローチセミナーを開催しました。今回はAIに焦点を当てたセミナーとなりました。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。

次回のアプローチセミナーは4月10日を予定しておりますので、ぜひご参加ください。

第58回 アプローチセミナー
先着50名限定(定員になり次第、締め切らせていただきます)

令和8年度 税制改正 セミナー
速報
経営と暮らしはどう変わる？「新しい経済地図」の読み解き方

令和8年度税制改正は、物価高への対応や「強い経済」の実現を目指した、私たちのビジネスと生活に直結する大きな転換点となります。本セミナーでは、税制改正のなかでも「今」押さえておくべき「手取りを増やす仕組み」や「優遇税制の変更点」を分かりやすく解説いたします。

令和8年4月10日(金) 19:00~20:30
受付は18時40分からです。

講師：佐久間 隆 税理士
税理士法人オールシステム
税理士事務所

会場：名古屋市中区錦二丁目1-101
アプローチ名古屋駅前ビル 2F

申込方法：ご希望数は随時3日前までに「担当メール or 電話」にてご連絡下さい。
※申込・キャンセル料はかかりません。申込は一人様300円となります。

TEL(052)228-0713-FAX(052)228-0714-toyoda@approach.gr.jp

お名前	〒	〒
氏名	電話番号	
会社名	Eメール	

懇親会：☐参加する ☐参加しない (回答お願いします)

無料 相続・遺言 相談会実施中

0120-512-432

司法書士法人・行政書士事務所 アプローチ approach

「相続・遺言」相談所 **ななばん**

0120-512-432



相続 遺言

について気軽に相談できるお店

＝2024年9月2日(月)＝

名古屋市中区錦二丁目1
地下鉄丸の内線6番出口より徒歩2分(日銀の裏付近)

OPEN

6. アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1900件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様のお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていかうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講演内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ（AMC）」を運営しています。おかげ様で、2025年12月現在、850名を超える会員数になりました。

年会費等は一切ありません。

なお、入会后、ご相談等いただく際は、AMC会員様である旨をお申し出いただくようお願い申し上げます。

あなたの人生に「安心」をお届けする「アプローチメンバーズクラブ」。この機会に、ぜひご入会下さい。

入会10大特典

無料特典	1 特製ブック等プレゼント(非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料。3回目から有料(1時間10,000円・税別)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)をご紹介いたします。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせていただきます。 ・初回相談無料・個別業務10%Off
	7 相続対策コンサルティング	当事務所提携会社による相続対策コンサルティング ・初回無料
割引特典	8 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、 当事務所規定の報酬の10%OFF
	9 財産管理表の作成	通常料金100,000円・税別～を50%OFF
	10 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を10%OFF

※各種セミナー開催のお知らせ、その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方のみ配信させていただきます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax(052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> ✉ soudan@approach.gr.jp

